

津市インターネット版公報

第 5 号
平成 18 年 3 月 6 日
月 曜 日

目 次

条 例

- ・津市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例

規 則

- ・津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- ・津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- ・津市物品会計規則の一部を改正する規則

告 示

- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・市議会定例会の招集について
- ・津都市計画の変更
- ・市道路線の区域変更
- ・市道路線の供用開始
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・中間検査実施に係る告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・撤去自転車等の保管に係る告示
- ・専決処分した予算の要領

公 告

- ・元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）垂水地区事業計画概要の公告
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・津都市計画下水道の変更に係る縦覧
- ・犬の抑留
- ・津市単独公共下水道事業（中央処理区）事業計画変更認可に伴う事業計画案の事前縦覧

教委告示

- ・教育委員会定例会の招集

選管告示

- ・選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所について
- ・在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所について

監査告示

- ・津市監査事務局規程

津市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成１８年２月２１日

津市長 松 田 直 久

津市条例第２６６号

津市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例

津市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例（平成１８年津市条例第４１号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成１８年２月２１日 揭示済）

津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 2 月 21 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 236 号

津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則（平成 18 年津市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条を第 19 条とし、第 12 条から第 15 条までを 3 条ずつ繰り下げ、第 11 条の次に次の 3 条を加える。

（監査事務局の事務局長等の専決事項）

第 12 条 監査事務局の事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 国庫支出金及び県支出金等の交付申請に関すること。
- (2) 規程中部長、部次長及び課長の専決事項（課長の専決事項にあつては事務局次長が置かれる場合を除く。）で、監査委員に関係ある事項

2 監査事務局の事務局次長（事務局次長が置かれる場合に限る。）の専決事項は、規程中課長の専決事項で、監査委員に関係のある事項とする。

（監査事務局の担当主幹の専決事項）

第 13 条 監査事務局の担当主幹の専決事項は、規程中担当主幹の専決事項で、監査委員に関係ある事項とする。

（監査事務局の担当副主幹の専決事項）

第 14 条 監査事務局の担当副主幹の専決事項は、規程中担当副主幹の専決事項で、監査委員に関係ある事項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成 18 年 2 月 21 日 揭示済）

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 2 月 21 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 237 号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成 18 年津市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「農業委員会事務局長」の次に「、監査事務局長」を加え、「並びに農業委員会事務局次長」を「、農業委員会事務局次長並びに監査事務局次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成 18 年 2 月 21 日 揭示済）

津市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 2 月 21 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 238 号

津市物品会計規則の一部を改正する規則

津市物品会計規則（平成 18 年津市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「農業委員会事務局次長」の次に「、監査事務局長（事務局次長が置かれる場合にあっては事務局次長）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成 18 年 2 月 21 日 揭示済）

津市告示第 9 6 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 2 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 2 月 1 7 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 2 月 1 7 日 揭示済）

津市告示第 9 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 2 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

1 撤去した年月日 平成 1 8 年 2 月 2 0 日

2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間

3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 2 月 2 0 日 掲示済）

津市告示第 98 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 2 月 21 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 18 年 2 月 21 日
- 2 保管期間 撤去日より 180 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 3 月 2 日 揭示済）

津市告示第 9 9 号

平成 1 8 年第 1 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

津市長 松 田 直 久

1 招集の日

平成 1 8 年 3 月 1 日

2 招集の場所

津市議会議場

(平成 1 8 年 2 月 2 2 日 揭示済)

津市告示第 1 0 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成 1 8 年 2 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画用途地域
津都市計画準防火地域
津都市計画下水道
津市単独公共下水道（中央処理区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示する
- 3 都市計画の案の縦覧場所
津市都市計画部都市計画課

（平成 1 8 年 2 月 2 4 日 掲示済）

津市告示 101 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 18 年 2 月 24 日

津市長 松 田 直 久

- 1 路線名 4281 西古河町安東町第 1 号線
道路の区域

区 域	新旧の 別	幅員（m）	延長（m）
津市安東町字柳 1753 番 2 から 津市安東町字柳 1757 番 2 まで	旧	8.6～9.6	112.5
津市安東町字柳 1753 番 2 から 津市安東町字柳 1757 番 2 まで	新	8.6～20.5	112.5

（平成 18 年 2 月 24 日 揭示済）

津市告示第 102 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 18 年 2 月 24 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始 年月日
4281	西古河町安東町第 1 号線	津市安東町字柳 1753 番 2 から	平成 18 年 2 月 24 日
		津市安東町字柳 1757 番 2 まで	

（平成 18 年 2 月 24 日 掲示済）

津市告示第 103 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 15 年河芸町告示第 1331-1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 2 月 24 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

上野自治会

三重県津市河芸町上野 1628 番地 2

代表者 別所 千万男

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	別所 千万男 三重県安芸郡河芸町大字上野 1628 番地 2
事務所の所在地	変更後	別所 千万男 三重県津市河芸町上野 1628 番地 2

地 縁 に よ る 団 体 の 区 域	
変 更 前	変 更 後
三重県安芸郡河芸町大字上野のうち別表に定める町の全域	三重県津市河芸町上野のうち別表に定める町の全域

3 変更の年月日

平成 18 年 2 月 4 日

4 変更の理由

市町村合併による住所の表示の変更

（平成 18 年 2 月 24 日 掲示済）

津市告示第 104 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 17 年河芸町告示第 1440 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 2 月 24 日

津市長 松田直久

1 届出者

中瀬自治会

三重県津市河芸町中瀬 307 番地 1

代表者 松田 柳一

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	松田 柳一 三重県安芸郡河芸町大字中瀬 307 番地 1
	変更後	松田 柳一 三重県津市河芸町中瀬 307 番地 1

地縁による団体の区域	
変更前	変更後
三重県安芸郡河芸町大字中瀬の区域	三重県津市河芸町中瀬の区域

3 変更の年月日

平成 18 年 1 月 3 日

4 変更の理由

市町村合併による住所の表示の変更

（平成 18 年 2 月 24 日 掲示済）

津市告示第 105 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項及び第 6 項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成 18 年 4 月 1 日以後に法第 6 条第 1 項又は法第 6 条の 2 第 1 項の規定により確認の申請書を提出する建築物について適用する。

平成 18 年 2 月 24 日

津市長 松 田 直 久

- 1 中間検査を行う区域
本市の区域全域
- 2 中間検査を行う期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
法別表第 1（い）欄の（1）項から（4）項までの用途に供する新築の建築物で、同表（ろ）欄又は（は）欄に該当する規模のもの
- 4 指定する特定工程及び特定工程後の工程
次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が 2 以上ある場合又は 1 の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

主 要 な 構 造		特 定 工 程	特定工程後の工程
ア	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
イ	鉄筋コンクリート造	階数が 1 の場合は屋根版の配筋工事、階数が 2 以上の場合は主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては、接合部）工事	特定工程の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては、接合部）を覆うコンクリートを打設する工事
ウ	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事

（注） 2 以上の構造を併設している場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

法第 27 条第 1 項ただし書の適用を受ける木造の建築物については、鉄骨造の欄の規定を準用する。

主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する

構造の欄の規定を適用する。

5 適用除外

法第18条の適用を受ける建築物及び住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）の規定に基づく資金の貸付けの対象となる建築物については、適用しない。

（平成18年2月24日 揭示済）

津市告示第 1 0 6 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 2 月 2 3 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 2 月 2 3 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 2 月 2 3 日 揭示済）

津市告示第 107 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 2 月 24 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 18 年 2 月 24 日
- 2 保管期間 撤去日より 180 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 2 月 24 日 揭示済）

津市告示第 108 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 2 月 27 日

津市長 松 田 直 久

1 撤去した年月日 平成 18 年 2 月 27 日

2 保管期間 撤去日より 180 日間

3 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 2 月 27 日 掲示済）

津市告示第 109 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 2 月 28 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 18 年 2 月 28 日
- 2 保管期間 撤去日より 180 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 2 月 28 日 掲示済）

津市告示第 1 1 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、平成 1 8 年 1 月 1 日専決処分した予算の要領を次のとおり公表する。

平成 1 8 年 3 月 1 日

津市長 松 田 直 久

平成 1 8 年 1 月 1 日専決処分した予算

平成 1 7 年度津市一般会計暫定予算

平成 1 7 年度津市モーターボート競走事業特別会計暫定予算

平成 1 7 年度津市国民健康保険事業特別会計暫定予算

平成 1 7 年度津市介護保険事業特別会計暫定予算

平成 1 7 年度津市老人保健医療事業特別会計暫定予算

平成 1 7 年度津市風力発電事業特別会計暫定予算

平成 1 7 年度津市簡易水道事業特別会計暫定予算

平成 1 7 年度津市農業集落排水事業特別会計暫定予算

平成 1 7 年度津市土地区画整理事業特別会計暫定予算

平成 1 7 年度下水道事業特別会計暫定予算

平成 1 7 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算

平成 1 7 年度津市棕本財産区特別会計暫定予算

平成17年度津市一般会計暫定予算

平成17年度津市の一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,067,607千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最

高額は、5, 0 0 0, 0 0 0千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経

費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 9,189,205
	1 市 民 税	3,758,359
	2 固 定 資 産 税	4,514,765
	3 軽 自 動 車 税	5,327
	4 市 た ば こ 税	364,461
	5 特 別 土 地 保 有 税	1
	6 入 湯 税	6,721
	7 都 市 計 画 税	539,571
2 地 方 譲 与 税		903,300
	1 所 得 譲 与 税	500,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	291,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	112,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	300
3 利 子 割 交 付 金		95,000
	1 利 子 割 交 付 金	95,000
4 配 当 割 交 付 金		25,000
	1 配 当 割 交 付 金	25,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		70,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		583,682
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	583,682
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		102,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	102,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		316,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	316,000
9 地 方 交 付 税		800,000
	1 地 方 交 付 税	800,000
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		16,674
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,674
11 分 担 金 及 び 負 担 金		652,429
	1 分 担 金	27,200

款	項	金 額
	2 負 担 金	千円 625,229
12 使 用 料 及 び 手 数 料		525,476
	1 使 用 料	461,335
	2 手 数 料	64,141
13 国 庫 支 出 金		4,073,778
	1 国 庫 負 担 金	2,342,674
	2 国 庫 補 助 金	1,722,890
	3 委 託 金	8,214
14 県 支 出 金		2,404,848
	1 県 負 担 金	662,949
	2 県 補 助 金	1,581,230
	3 委 託 金	160,669
15 財 産 収 入		35,240
	1 財 産 運 用 収 入	19,909
	2 財 産 売 払 収 入	15,331
16 寄 附 金		244
	1 寄 附 金	244
17 繰 入 金		1,927,806
	1 基 金 繰 入 金	1,927,806
18 諸 収 入		7,410,225
	1 延滞金、加算金及び過料	8,021
	2 貸 付 金 元 利 収 入	605,349
	3 受 託 事 業 収 入	2,741
	4 雑 入	6,794,114
19 市 債		3,936,700
	1 市 債	3,936,700
歳 入 合 計		33,067,607

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 80,775
	1 議 会 費	80,775
2 総 務 費		5,218,390
	1 総 務 管 理 費	4,307,554
	2 徴 税 費	390,966
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	156,449
	4 選 挙 費	343,363
	5 統 計 調 査 費	7,416
	6 監 査 委 員 費	12,642
3 民 生 費		6,395,274
	1 社 会 福 祉 費	3,276,461
	2 児 童 福 祉 費	2,259,371
	3 生 活 保 護 費	850,841
	4 災 害 救 助 費	8,601
4 衛 生 費		3,056,284
	1 保 健 衛 生 費	733,433
	2 斎 場 費	44,886
	3 環 境 費	246,146
	4 清 掃 費	1,853,344
	5 産 業 廃 棄 物 処 理 費	9,361
	6 簡 易 水 道 費	16,814
	7 上 水 道 費	152,300
5 労 働 費		14,892
	1 労 働 諸 費	14,892
6 農 林 水 産 業 費		1,645,828
	1 農 業 費	1,413,532
	2 林 業 費	216,353
	3 水 産 業 費	15,943
7 商 工 費		375,376
	1 商 工 費	375,376
8 土 木 費		4,330,453

款	項	金 額
	1 土 木 管 理 費	千円 103,568
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,583,457
	3 河 川 費	173,140
	4 港 湾 費	122,316
	5 都 市 計 画 費	2,185,924
	6 住 宅 費	162,048
9 消 防 費		908,445
	1 消 防 費	908,445
10 教 育 費		4,318,663
	1 教 育 総 務 費	296,750
	2 小 学 校 費	1,583,210
	3 中 学 校 費	1,244,940
	4 幼 稚 園 費	409,034
	5 社 会 教 育 費	507,813
	6 保 健 体 育 費	179,046
	7 短 期 大 学 費	97,870
11 災 害 復 旧 費		160,315
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	73,778
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	86,537
12 公 債 費		6,449,799
	1 公 債 費	6,449,799
13 諸 支 出 金		83,113
	1 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	22,100
	2 旧 市 町 村 借 入 金 返 済 金	61,013
14 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		33,067,607

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
4 衛生費	4 清掃費	し尿処理施設整備事業	677,000	平成17年度	228,000
				平成18年度	449,000

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備補助事業	49,767
4 衛生費	1 保健衛生費	休日応急・夜間こども応急クリニック移転整備事業	149,200
8 土木費	2 道路橋りょう費	上野赤郷線道路改良事業	50,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	逢坂線道路新設改良事業	130,000
8 土木費	5 都市計画費	豊津川都市下水路整備事業	53,200
10 教育費	3 中学校費	芸濃中学校屋内運動場整備事業	420,000
10 教育費	3 中学校費	芸濃中学校屋外運動場整備事業	64,875
10 教育費	3 中学校費	芸濃中学校屋内運動場周辺関連整備事業	15,000
10 教育費	3 中学校費	芸濃中学校屋内運動場工事監理委託	5,000
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	65,000

第 4 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
津市土地開発公社がその事業運営資金として金融機関等から借り入れる借入金に対する債務保証	平成 1 7 年度から 債務完了年度まで	千円 20,000,000
産業廃棄物税負担事業	平成 1 8 年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物のうち当該工事等に係る額
防災拠点整備事業	平成 1 8 年度	78,000
三重県土地開発公社が工業団地の造成事業のため借り入れる事業資金に対する債務保証（久居）	平成 1 7 年度から 債務完了年度まで	3,400,000
社会福祉法人サンフラワークラブが身体障害者通所授産施設（サンフラワーガーデン）建設のため社会福祉医療事業団から借り入れた金額に対する利子補給	平成 1 8 年度から 平成 2 4 年度まで	1,869
社会福祉法人サンフラワークラブが身体障害者福祉ホーム（サンフラワーホーム）建設のため社会福祉医療事業団から借り入れた金額に対する利子補給	平成 1 8 年度から 平成 2 9 年度まで	944
社会福祉法人三重福祉会が特別養護老人ホーム（榊原陽光苑）建設のため社会福祉医療事業団から借り入れた金額に対する利子補給	平成 1 8 年度から 平成 2 6 年度まで	6,970
社会福祉法人素問会が特別養護老人ホーム（芹の里）建設のため社会福祉医療事業団から借り入れた金額に対する利子補給	平成 1 8 年度	201
農業経営基盤強化資金利子補給	平成 1 7 年度から 債務完了年度まで	借入残高の0.5%以内
中核農業者育成資金利子補給	平成 1 7 年度から 債務完了年度まで	借入残高の0.5%以内
財務会計システム借上（久居）	平成 1 8 年度	21,000
住民基本台帳ネットワークシステム借上（久居）	平成 1 8 年度	389
情報機器借上（久居）	平成 1 8 年度から 平成 2 0 年度まで	32,524
学校図書館情報システム借上（久居）	平成 1 8 年度から 平成 2 2 年度まで	9,298
久居都市開発株式会社が金融機関から借り入れる保留床取得資金に対する損失補償	平成 1 7 年度から 債務完了年度まで	借入金 （限度額927,345） について生じた損失額
平成 1 3 年度各小学校教育用パソコン借上その 1（河芸）	平成 1 8 年度	1,699
平成 1 3 年度各小学校教育用パソコン借上その 2（河芸）	平成 1 8 年度	210
平成 1 4 年度各小学校教育用パソコン借上その 1（河芸）	平成 1 8 年度から 平成 1 9 年度まで	2,725

事 項	期 間	限 度 額
平成１４年度各小学校教育用パソコン借上その２（河芸）	平成１８年度から 平成１９年度まで	4,340
平成１５年度各小学校教育用パソコン借上（河芸）	平成１８年度から 平成２０年度まで	5,676
平成１６年度各小学校教育用パソコン借上（河芸）	平成１８年度から 平成２１年度まで	5,592
平成１４年度中学校教育用パソコン借上その１（河芸）	平成１８年度から 平成１９年度まで	1,174
平成１４年度中学校教育用パソコン借上その２（河芸）	平成１８年度から 平成１９年度まで	2,036
平成１５年度中学校教育用パソコン借上（河芸）	平成１８年度から 平成２０年度まで	3,009
平成１６年度中学校教育用パソコン借上（河芸）	平成１８年度から 平成２１年度まで	1,654
図書館業務用パソコン借上（河芸）	平成１８年度から 平成２２年度まで	12,979
広域農道農林漁業資金償還助成 （グリーンロード整備借入金）（美里）	平成１８年度から 平成２１年度まで	20,677
平成１６年度各小学校教育用パソコン借上（安濃）	平成１８年度から 平成２１年度まで	53,122
平成１６年度中学校教育用パソコン借上（安濃）	平成１８年度から 平成２１年度まで	21,353
旧ごみ処理場管理業務委託（香良洲）	平成１８年度	9,500
一般家庭ごみ収集運搬委託（香良洲）	平成１８年度	6,000
プラスチックごみ収集運搬委託（香良洲）	平成１８年度	1,000
プラスチックごみ処理委託（香良洲）	平成１８年度	630
粗大ごみ処理委託（香良洲）	平成１８年度	630
砂原区自治会が三重県信用漁業協同組合連合会に借入申し込みをした区民会館取得資金に対する損失補償（香良洲）	平成１８年度から 平成２０年度まで	13,473
２ｔダンプ公用車借上（一志）	平成１８年度	704

第5表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
社会労働施設整備事業	14,900	証書借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	25か年以内(据置期間を含む。) 償還とし、政府資金についてはその 融資条件により、銀行その他の場合 はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り 上げ償還することができる。
保育所施設整備事業	21,400			
社会福祉施設整備事業	210,000			
災害援護資金貸付金	22,100			
保健衛生施設整備事業	62,900			
診療所整備事業	101,100			
し尿処理施設整備事業	136,100			
水道事業会計出資金	152,300			
農業生産基盤整備事業	61,000			
林道整備事業	23,700			
林道整備県貸付金	5,200			
海岸堤防改修事業	3,300			
道路整備事業	973,100			
辺地対策事業	35,700			
過疎対策事業	145,500			
道路整備県貸付金	9,100			
排水施設整備事業	115,500			
急傾斜地崩壊対策事業	9,000			
街路整備事業	12,200			
都市下水路整備事業	224,400			
公園整備事業	124,200			
合併推進事業	35,300			
消防施設整備事業	15,500			
防災基盤整備事業	3,900			
耐震補強事業	10,700			
義務教育施設整備事業	1,159,500			
幼稚園施設整備事業	200,000			
農林水産業施設災害復旧事業	100			
公共土木施設災害復旧事業	49,000			

平成17年度津市モーターボート競走事業特別会計暫定予算

平成17年度津市のモーターボート競走事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,801,363千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができ、事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入

款	項	金額
1 競艇事業収入		千円 11,801,363
	1 事業収入	6,177,691
	2 使用料及び手数料	3,260
	3 財産収入	173
	4 繰入金	285,146
	5 諸収入	5,335,093
歳入合計		11,801,363

歳出

款	項	金額
1 競艇事業費		千円 11,335,994
	1 総務費	138,653
	2 事業費	11,002,473
	3 施設費	194,868
2 基金積立金		175,228
	1 基金積立金	175,228
3 公債費		290,141
	1 公債費	290,141
歳出合計		11,801,363

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
三連勝式投票法等関連機器借上	平成 1 8 年度から 平成 2 0 年度まで	194,900
自動発券機等システム機器借上	平成 1 8 年度から 平成 2 1 年度まで	67,999

平成１７年度津市国民健康保険事業特別会計暫定予算

平成１７年度津市の国民健康保険事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 事業勘定の歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ７，８９４，６７１千円と定める。

２ 直営診療施設勘定の歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ１５，４２６千円と定める。

３ 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出暫定予算」による。

（一時借入金）

第２条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条 地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 120,387
	1 総 務 管 理 費	70,663
	2 徴 収 費	46,188
	3 運 営 協 議 会 費	211
	4 趣 旨 普 及 費	3,325
2 保 険 給 付 費		5,158,971
	1 療 養 諸 費	4,559,150
	2 高 額 療 養 費	544,271
	3 移 送 費	350
	4 出 産 育 児 諸 費	34,500
	5 葬 祭 諸 費	20,700
3 老 人 保 健 拠 出 金		1,096,617
	1 老 人 保 健 拠 出 金	1,096,617
4 介 護 納 付 金		348,341
	1 介 護 納 付 金	348,341
5 共 同 事 業 拠 出 金		229,017
	1 共 同 事 業 拠 出 金	229,017
6 保 健 事 業 費		96,447
	1 保 健 事 業 費	96,447
7 基 金 積 立 金		190
	1 基 金 積 立 金	190
8 公 債 費		1,630
	1 公 債 費	1,630
9 諸 支 出 金		823,071
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	66,654
	2 繰 出 金	6,807
	3 旧 市 町 村 借 入 金 返 済 金	749,610
10 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		7,894,671

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入

款	項	金 額
1 診 療 収 入		千円 7,057
	1 外 来 収 入	6,472
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	585
2 使 用 料 及 び 手 数 料		15
	1 使 用 料	2
	2 手 数 料	13
3 繰 入 金		6,807
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	6,807
4 諸 収 入		1,547
	1 雑 入	1,547
歳 入 合 計		15,426

歳出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 7,647
	1 施 設 管 理 費	7,647
2 医 業 費		6,453
	1 医 業 費	6,453
3 公 債 費		544
	1 公 債 費	544
4 予 備 費		782
	1 予 備 費	782
歳 出 合 計		15,426

平成17年度津市介護保険事業特別会計暫定予算

平成17年度津市の介護保険事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,791,221千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第23.5条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000千円と定める。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入

款	項	金 額
1 保 險 料		千円 752,682
	1 介 護 保 險 料	752,682
2 使 用 料 及 び 手 数 料		21
	1 手 数 料	21
3 国 庫 支 出 金		1,014,592
	1 国 庫 負 担 金	758,086
	2 国 庫 補 助 金	256,506
4 支 払 基 金 交 付 金		1,703,580
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,703,580
5 県 支 出 金		1,004,615
	1 県 負 担 金	479,458
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	524,599
	3 県 補 助 金	558
6 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
7 繰 入 金		1,000,376
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,000,375
	2 基 金 繰 入 金	1
8 諸 収 入		315,354
	1 市 預 金 利 子	1
	2 雑 入	315,353
歳 入 合 計		5,791,221

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 164,761
	1 総 務 管 理 費	49,963
	2 徴 収 費	18,723
	3 介 護 認 定 調 査 費 等 費	47,318
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	25,143
	5 趣 旨 普 及 費	2,972
	6 計 画 策 定 等 関 係 費	20,642
2 保 険 給 付 費		5,517,913
	1 介 護 及 び 予 防 給 付 費	5,295,949
	2 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ー 費 ビ ス 等	209,319
	3 そ の 他 諸 費	12,645
3 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
4 公 債 費		1,149
	1 公 債 費	1,149
5 諸 支 出 金		107,397
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	107,397
歳 出 合 計		5,791,221

平成１７年度津市老人保健医療事業特別会計暫定予算

平成１７年度津市の老人保健医療事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ７，４４５，４５３千円と定める。

２ 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出暫定予算」による。

（一時借入金）

第２条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５００，０００千円と定める。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入

款	項	金額
1 支 払 基 金 交 付 金		千円 4,281,883
	1 支 払 基 金 交 付 金	4,281,883
2 国 庫 支 出 金		2,447,701
	1 国 庫 負 担 金	2,447,701
3 県 支 出 金		660,183
	1 県 負 担 金	660,183
4 諸 収 入		55,686
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	55,683
歳 入 合 計		7,445,453

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 43,860
	1 総 務 管 理 費	43,860
2 医 療 諸 費		6,917,679
	1 医 療 諸 費	6,917,679
3 公 債 費		268
	1 公 債 費	268
4 諸 支 出 金		483,646
	1 債 還 金	1,794
	2 還 付 金	5
	3 旧市町村借入金返済金	481,847
歳 出 合 計		7,445,453

平成17年度津市風力発電事業特別会計暫定予算

平成17年度津市の風力発電事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,992千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入

款	項	金額
1 諸 収 入		千円 48,992
	1 事 業 収 入	30,400
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	18,591
歳 入 合 計		48,992

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 13,725
	1 総 務 管 理 費	13,725
2 事 業 費		8,506
	1 風 力 発 電 事 業 費	8,506
3 公 債 費		22,977
	1 公 債 費	22,977
4 予 備 費		3,784
	1 予 備 費	3,784
歳 出 合 計		48,992

平成１７年度津市簡易水道事業特別会計暫定予算

平成１７年度津市の簡易水道事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，００１，６６５千円と定める。

２ 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出暫定予算」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第３条 地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第３表債務負担行為」による。

（地方債）

第４条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第４表地方債」による。

（一時借入金）

第５条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２００，０００千円と定める。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 10,520
	1 分担金	10,408
	2 負担金	112
2 使用料及び手数料		32,654
	1 使用料	32,648
	2 手数料	6
3 国庫支出金		348,820
	1 国庫補助金	348,820
4 繰入金		16,814
	1 一般会計繰入金	16,814
5 諸収入		5,957
	1 雑入	5,957
6 市債		586,900
	1 市債	586,900
歳入合計		1,001,665

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 27,930
	1 総務管理費	27,930
2 事業費		837,455
	1 簡易水道事業費	837,455
3 公債費		101,196
	1 公債費	101,196
4 諸支出金		35,084
	1 旧市町村借入金返済金	35,084
歳出合計		1,001,665

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
2 事業費	1 簡易水道事業費	下之川簡易水道変更認可設計事業	8,400
2 事業費	1 簡易水道事業費	下多気第2簡易水道認可設計事業	6,195
2 事業費	1 簡易水道事業費	川上簡易水道水源水量調査事業	2,289

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
		千円
産業廃棄物税負担事業	平成18年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
簡易水道事業	346,100	証書借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	30年以内(据置期間を含む) 償還とし、政府資金についてはその 融資条件により、銀行その他の場合 はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り 上げ償還することができる。
過疎対策事業	240,800			

平成１７年度津市農業集落排水事業特別会計暫定予算

平成１７年度津市の農業集落排水事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ２２０，４２９千円と定める。

２ 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出暫定予算」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 1,667
	1 分担金	1,667
2 使用料及び手数料		38,495
	1 使用料	38,495
3 県支出金		5,574
	1 県補助金	5,574
4 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
5 繰入金		157,809
	1 繰入金	157,809
6 諸収入		3,083
	1 雑入	3,083
7 市債		13,800
	1 市債	13,800
歳入合計		220,429

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 3,072
	1 総務管理費	3,072
2 事業費		75,861
	1 農業集落排水事業費	75,861
3 基金積立金		5,575
	1 基金積立金	5,575
4 公債費		135,921
	1 公債費	135,921
歳出合計		220,429

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	平成18年度	千円 工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落排水事業	千円 13,800	証書借入 又 は 証券発行	% 年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。) 償還とし、政府資金についてはその 融資条件により、銀行その他の場合 はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り 上げ償還することができる。

平成 17 年度津市土地区画整理事業特別会計暫定予算

平成 17 年度津市の土地区画整理事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 687,101 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出暫定予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1
	1 使用料	1
2 国庫支出金		393,100
	1 国庫補助金	393,100
3 諸収入		200
	1 雑入	200
4 市債		293,800
	1 市債	293,800
歳 入 合 計		687,101

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		千円 286,510
	1 事業費	286,510
2 公債費		24,067
	1 公債費	24,067
3 諸支出金		376,524
	1 旧市町村借入金返済金	376,524
歳 出 合 計		687,101

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	平成18年度	千円 工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理事業	千円 293,800	証書借入 又 は 証券発行	% 年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	25か年以内(据置期間を含む.) 償還とし、政府資金についてはその 融資条件により、銀行その他の場合 はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り 上げ償還することができる。

平成17年度津市下水道事業特別会計暫定予算

平成17年度津市の下水道事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,448,479千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出暫定予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 17,963
	1 分 担 金	1,772
	2 負 担 金	16,191
2 使 用 料 及 び 手 数 料		486,588
	1 使 用 料	486,536
	2 手 数 料	52
3 国 庫 支 出 金		2,659,888
	1 国 庫 補 助 金	2,659,888
4 県 支 出 金		265,288
	1 県 補 助 金	228,538
	2 委 託 金	36,750
5 繰 入 金		682,203
	1 繰 入 金	682,203
6 諸 収 入		388,149
	1 貸 付 金 元 利 収 入	31,153
	2 雑 入	356,996
7 市 債		4,948,400
	1 市 債	4,948,400
歳 入 合 計		9,448,479

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,505,228
	1 総 務 管 理 費	1,505,228
2 事 業 費		5,572,735
	1 公 共 下 水 道 事 業 費	5,572,735
3 公 債 費		2,370,516
	1 公 債 費	2,370,516
歳 出 合 計		9,448,479

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	2 公共下水道事業費	公共下水道事業（污水）	千円 240,993

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	平成18年度	千円 工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額
水洗便所改造資金融資に伴う損失補償	平成17年度から 融資額返済完了年度まで	30,171
棕本浄化センター建設事業	平成18年度から 平成19年度まで	470,000
稲葉ポンプ場改築事業	平成18年度	235,500
白山第5処理分区公共下水道事業	平成18年度から 平成19年度まで	74,677

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業負担金	千円 958,000	証書借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	30か年以内（据置期間を含む。） 償還とし、政府資金についてはその 融資条件により、銀行その他の場合 はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り 上げ償還することができる。
公共下水道事業	3,680,500			
資本費平準化	259,900			
下水道普及支援事業	50,000			

平成17年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算

平成17年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ205,701千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

第 1 表 歳入歳出暫定予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 支 出 金		千円 42,267
	1 県 補 助 金	42,267
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 入 金		45,858
	1 繰 入 金	45,858
4 諸 収 入		117,575
	1 貸 付 金 元 利 収 入	55,419
	2 雑 入	62,156
歳 入 合 計		205,701

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 5,480
	1 総 務 管 理 費	5,480
2 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
3 公 債 費		187,487
	1 公 債 費	187,487
4 諸 支 出 金		12,733
	1 旧 市 町 村 借 入 金 返 済 金	12,733
歳 出 合 計		205,701

平成17年度津市棕本財産区特別会計暫定予算

平成17年度津市の棕本財産区特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ292千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

第 1 表 歳入歳出暫定予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 諸 収 入		291
	1 市 預 金 利 子	1
	2 雑 入	290
歳 入 合 計		292

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 282
	1 総 務 管 理 費	282
2 基 金 積 立 金		10
	1 基 金 積 立 金	10
歳 出 合 計		292

(平成18年3月1日 揭示済)

津市公告第 10 号

このたび三重県津市垂水を受益とする、元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）垂水地区の施行を申請したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定に基づき下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この事業施行の地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まない者またはこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は農用地以外の土地についてこの事業に参加しようとする者は同法第 3 条の規定により、平成 18 年 2 月 28 日までに津市農業委員会に申し出られたい。

平成 18 年 2 月 17 日

津市長 松 田 直 久

記

- 1 元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）垂水地区計画概要書
- 2 予定管理方法等を記載した書面
- 3 事業費の細目及び資金計画を記載した書面

上記事項については掲示を省略し、津市役所本庁 6 階農林水産部農業基盤整備課に備え置いて、平成 18 年 2 月 17 日から平成 18 年 2 月 23 日までの 5 日間縦覧に供する。

（平成 18 年 2 月 17 日 掲示済）

津市公告第 1 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 8 年 2 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 1 8 年 2 月 2 0 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居明神町字風早 2 7 5 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市久居北口町 5 3 3 - 6
有限会社日昇産業
代表取締役 前田 英男

（平成 1 8 年 2 月 2 4 日 揭示済）

津市公告第 12 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供する。

平成 18 年 2 月 24 日

津市長 松 田 直 久

記

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画下水道
中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）
- 2 縦覧場所
津市都市計画部都市計画課

（平成 18 年 2 月 24 日 揭示済）

津市公告第 13 号

平成 18 年 2 月 24 日、次のとおり狂犬病予防法第 6 条第 1 項の規定により犬を抑留しました。

平成 18 年 2 月 28 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留期間 平成 18 年 3 月 3 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	河辺町	雑	茶	オス	中	不明	

2 公示期間 平成 18 年 2 月 28 日から平成 18 年 3 月 3 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津地方県民局保健福祉部衛生指導グループ

電話 059-223-5191

(平成 18 年 2 月 28 日 揭示済)

津市公告第 14 号

下水道法第 4 条第 1 項による下水道法施行令第 3 条の規定により、津市単独公共下水道事業計画を変更したいので、次のとおり事業計画の案を当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

平成 18 年 3 月 1 日

津市長 松 田 直 久

1 下水道事業の種類及び名称

津市単独公共下水道（中央処理区）

2 予定処理区域

なぎさまち

3 事業の期間

昭和 43 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日

4 縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道部下水道管理課

5 縦覧期間

平成 18 年 3 月 1 日から平成 18 年 3 月 14 日

（平成 18 年 3 月 1 日 掲示済）

津市教育委員会告示第 2 号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成 1 8 年 2 月 2 4 日

津市教育委員会

委員長 佐々木 典夫

1 招集の日時 平成 1 8 年 2 月 2 7 日（月）午後 2 時から

2 招集の場所 教育委員会室

3 会議の事件

(1) 津市一身田寺内町の館の指定管理者の指定について

(2) 津市美杉ふるさと資料館の指定管理者の指定について

(3) 平成 1 7 年度津市一般会計予算（教委所管分）について

(4) 平成 1 8 年度津市一般会計予算（教委所管分）について

(5) 平成 1 8 年度津市教育所信表明（仮称）について

（平成 1 8 年 2 月 2 4 日 揭示済）

津市選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第23条第2項の規定により告示する。

平成18年2月28日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋 達郎

- | | |
|------------|--|
| 1 縦覧の場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |
| 2 縦覧に供する期間 | 平成18年3月3日から同月7日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで)
(平成18年2月28日 揭示済) |

津市選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第30条の7第2項の規定により告示する。

平成18年2月28日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

- | | |
|------------|--|
| 1 縦覧の場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |
| 2 縦覧に供する期間 | 平成18年3月3日から同月7日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで)
(平成18年2月28日 揭示済) |

津市監査委員告示第 1 号

津市監査事務局規程を次のように定める。

平成 18 年 2 月 21 日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	田	中	勝	博
同	村	田	彰	久
同	山	中	利	之

津市監査事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市監査委員条例（平成 18 年津市条例第 19 号）第 12 条の規定に基づき、法令に規定するもののほか、監査事務局（以下「事務局」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当の設置)

第 2 条 事務局に監査担当を置く。

(職制等)

第 3 条 事務局に事務局長、担当主幹又は担当副主幹を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、事務局次長、主事又は主事補を置くことができる。

3 事務局長は、監査委員の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 事務局次長の職務については津市事務分掌規則（平成 18 年津市規則第 6 号）第 5 条第 1 項第 3 号の規定を、担当主幹の職務については同項第 4 号の規定を、担当副主幹の職務については同項第 5 号の規定を準用する。

5 主事及び主事補は、上司の命を受けて監査担当の事務を処理する。

6 前各項に定めるもののほか、事務局の職制及び職務については、津市事務分掌規則の規定を準用する。

(分掌事務)

第 4 条 事務局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 定期監査、随時監査その他の監査及び報告に関すること。

(2) 一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査及び決算審査に関すること。

(3) 監査、審査及び検査の年間実施計画に関すること。

(4) 監査に関する基礎資料の収集整理に関すること。

(5) 事務局の庶務に関すること。

(事務の処理)

第5条 事務の処理は、すべて事務局長を経て監査委員の決裁を受けなければならない。ただし、津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）別表第1の規定中专決事項の欄に掲げる事項に対する決裁区分の欄における課長（室長）に係る部分は事務局長（事務局次長が置かれる場合にあっては事務局次長）の専決事項に、同表の規定中专決事項の欄に掲げる事項に対する決裁区分の欄における担当主幹決裁に係る部分は担当主幹の専決事項について準用する。

2 前項に定めるもののほか、事務局の事務に係る専決事項については、津市事務専決規程の規定を準用する。

(公印)

第6条 公印、公印を取り扱う者（以下「公印取扱責任者」という。）及び公印の使用の区分は、別表のとおりとする。

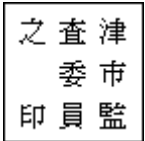
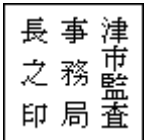
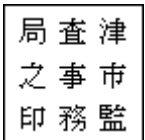
(事務処理等)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の事務処理、監査委員の保有する個人情報の保護等及び公文書の開示並びに文書の収受、処理、編さん、保存等については、市長の事務部局の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	型式	書 体	寸 法 (ミリ メー トル)	個 数	公印取扱責 任者	使用の区分
代表監査 委員印		かい書	方 20	1	監査担当の 担当主幹又 は担当副主 幹	代表監査委 員名をもっ てする文書
監査委員 印		かい書	方 20	1	監査担当の 担当主幹又 は担当副主 幹	監査委員名 をもってす る文書
事務局長 印		かい書	方 20	1	監査担当の 担当主幹又 は担当副主 幹	監査事務局 長名をもっ てする文書
事務局印		かい書	方 30	1	監査担当の 担当主幹又 は担当副主 幹	監査事務局 名をもって する文書

(平成18年2月21日 揭示済)